注　射　薬

品名	規格単位
（あ）	
アクチット注	200mL1瓶
アクチット注	500mL1瓶
アトロンボン注20mg	20mg1mL1瓶
アトロンボン注40mg	40mg2mL1瓶
アトロンボン注80mg	80mg4mL1瓶
アルタット注75	75mg1管
（い）	
イオヘキソール300注「HK」	64.71%100mL1袋
（う）	
ヴィーンF注	500mL1瓶
ヴィーンD注	200mL1瓶
ヴィーンD注	500mL1瓶
ヴィーン3G注	200mL1瓶
ヴィーン3G注	500mL1瓶
（お）	
オメプトロール注用20mg	20mg1瓶
（く）	
グラニセトロン点滴静注液3mgバッグ「NK」	3mg100mL1袋
（さ）	
㊞ サリペックス注0.1%	2mg2mL1管
㊞ サリペックス注0.1%	10mg10mL1管
（せ）	
セロニード静注用0.5g	500mg1瓶
セロニード静注用1g	1g1瓶
（そ）	
ゾレア皮下注用	150mg1瓶
（ち）	
注射用プロスタンディン20	20μg1瓶
注射用プロスタンディン500	500μg1瓶
（は）	
㊞ ハロスミン静注用0.5g	500mg1瓶
㊞ ハロスミン静注用1g	1g1瓶
㊞ ハロスミン静注用2g	2g1瓶
（ひ）	
ヒルロック注0.5	0.5mg1管
ヒルロック注1	1mg1mL1管
ヒルロック注2	2mg1mL1管
㊞ ピレタゾール静注用1g	1g1瓶
㊞ ピレタゾール静注用2g	2g1瓶
（ふ）	
フルコナゾン静注100mg	0.2%50mL1瓶
フルコナゾン静注200mg	0.2%100mL1瓶
（へ）	
ヘパグミン静注5000単位／5mL	5,000低分子ヘパリン国際単位1瓶
㊞ ペンマリン注射用1g	1g1瓶
㊞ ペンマリン注射用2g	2g1瓶
（ら）	
ラピアクタ点滴用バイアル150mg	150mg15mL1瓶
ラピアクタ点滴用バッグ300mg	300mg60mL1袋
（る）	
ルイネシン注40mg	40mg1管
ルイネシン注60mg	60mg1管

外　用　薬

品名	規格単位
（け）	
ケラチナミンコーワ軟膏20%	20%1g

別表第3に第4部として次のように加える。

第4部　追　補　(1)

歯科用薬剤

品名	規格単位
外用薬	
〔齲蝕抑制剤〕	
バフラー　フローデンフォームA酸性2%	

○厚生労働省告示第三百九十八号

労働基準法施行規則（昭和二十二年厚生省令第二十三号）第三十八条の七から第三十八条の九までの規定に基づき、平成二十四年七月一日から同年九月三十日までの間における休業補償の額の算定に当たり用いる率を次のとおり告示する。

平成二十四年六月二十二日　厚生労働大臣　小宮山洋子

一　常時百人未満の労働者を使用する事業場における休業補償の額の算定に当たり平均賃金の百分の六十（当該事業場が当該休業補償について常時百人以上の労働者を使用するものとしてその額の改訂をしたことがあるものである場合にあっては、当該改訂に係る休業補償の額）に乗ずべき率　別表第一に掲げる率

二　常時百人未満の労働者を使用する事業場の属する産業が毎月勤労統計に掲げる産業分類にない場合における休業補償の額の算定に当たり平均賃金の百分の六十（当該事業場が、当該休業補償について、常時百人以上の労働者を使用するものとしてその額の改訂をしたことがあるものである場合又は毎月勤労統計によりその額の改訂をしたことがあるものである場合にあっては、当該改訂に係る休業補償の額）に乗ずる率　別表第二に掲げる率

三　日日雇い入れられる者の休業補償の額の算定に当たり平均賃金の百分の六十に乗ずる率　別表第三に掲げる率